平成２６年（フ）第１３７１号
名古屋市西区歌里町134番地
債務者　中村　和徳
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３５５号
名古屋市熱田区大宝３丁目２番27号　日比野コーポ502号
債務者　鈴木　敏博
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７４５号
北海道北広島市高台町７丁目２番地４　Ｅ１―314
債務者　姉崎　健市
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１９３号
札幌市南区川沿11条１丁目７番26号
債務者　若木　　晋
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２４０号
札幌市南区澄川６条３丁目２番８―101号
債務者　畠山　文夫
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２４１号
札幌市南区澄川６条３丁目２番８―101号
債務者　畠山智恵美
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３５６号
札幌市手稲区富丘１条４丁目13番１―406号
債務者　佐藤　千鶴
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３６３号
北海道北広島市大曲光４丁目３番地７
債務者　市未　道陸
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３６４号
北海道北広島市大曲光４丁目３番地７
債務者　市未　由華
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３８２号
札幌市東区北39条東１丁目１番25号　キュロット麻生201号
債務者　宮越　倫浩
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４００号
札幌市白石区栄通２丁目８番20―101号
債務者　皆川　義行
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４１２号
札幌市中央区大通東７丁目12番地63　プライムアーバン大通東205号
債務者　小瀧　春菜
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４１６号
札幌市豊平区水車町２丁目３番６号　グリーンハイツ202号
債務者　中陳　弘子
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４２７号
札幌市中央区北３条東２丁目２番地３　ルーチェカトレア212号
債務者　植木万亀子
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４３７号
札幌市豊平区美園１条１丁目１番１―305号
債務者　河上　正樹
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４４９号
北海道千歳市青葉３丁目10番２号　アウトレット101号
債務者　稲井　　晃
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４５７号
札幌市東区北13条東16丁目３番11号　ノース13条102、住民票上の住所札幌市東区北30条東15丁目３番15―801号
債務者　横山　勝雄
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部